

Title	武蔵国埼玉郡麦倉村：大庄屋小室家をめぐら問題
Sub Title	Mugikura-mura, Saitama-gun, Musashi-no-kuni
Author	服部, 謙太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.2 (1953. 2) ,p.73(1)- 94(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19530201-0001
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第二集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part II) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

武藏國埼玉郡麥倉村

——大庄屋小室家をめぐむる問題——

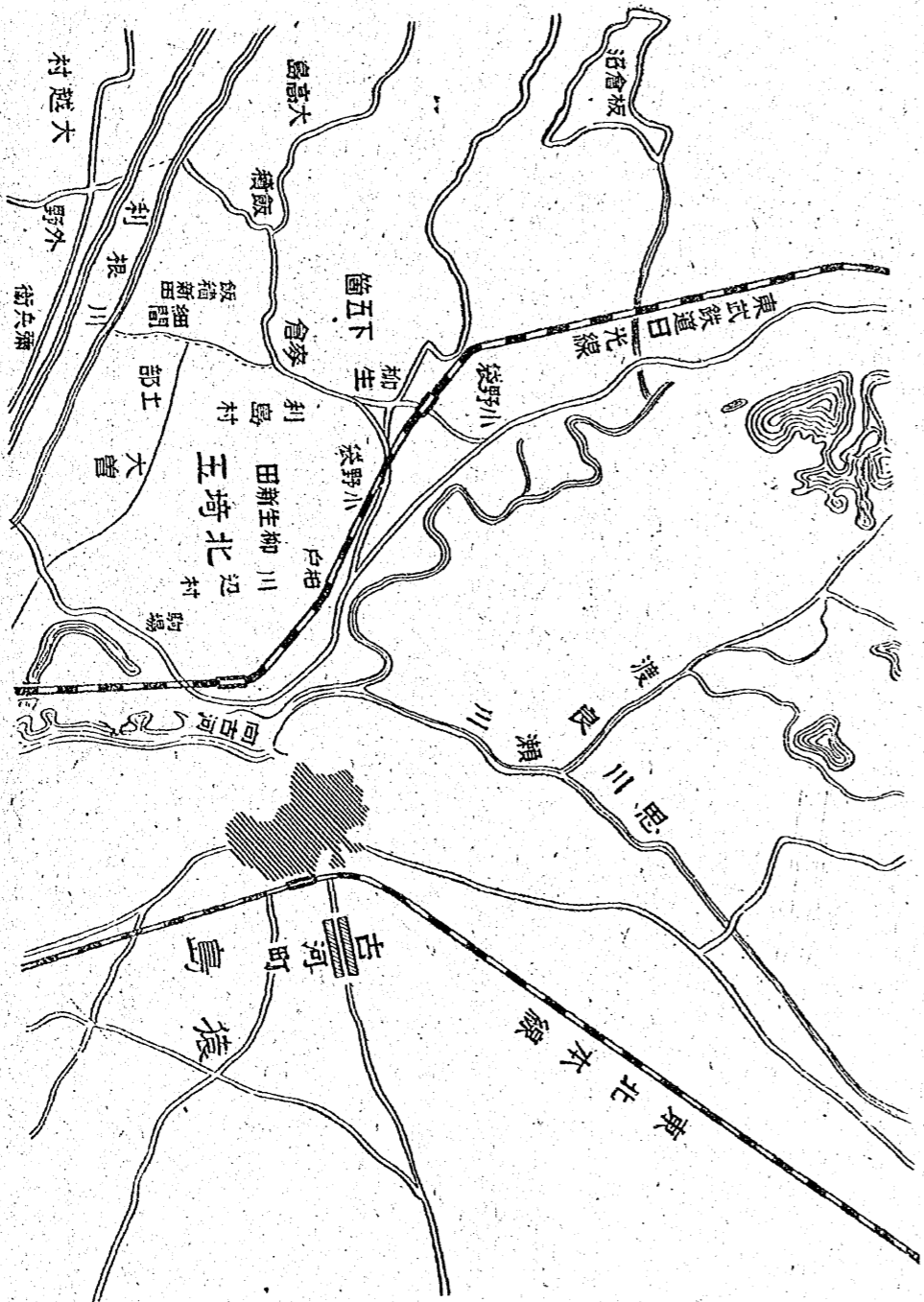
服部謙太郎

はしがき

江戸時代初頭に於ける日本の農村は、その内部の歴史的社會關係から見ると、次の三つの地方に區分して考えることが出来る。第一は古い庄園制の社會關係が永く生き残つて、封建的領主層の力が伸張し得なかつた畿内及びその周邊地方、第二は鎌倉時代以來守護地頭の勢力が庄園領主の力を排除して、封建領主權が確立され、室町末期から戰國時代へかけて大名勢力の下に開發の進んだ地方、第三は僻遠の地として庄園領主の權力は及ばず、在地の小封建領主が次第に形成されつゝあつたが、未だその自由な發展が見られぬ前に江戸時代の社會秩序が成立し、舊小領主層がそのまゝ百姓の層に押し下げられた地方、がこれである。^①吾々がこゝに史的研究の對象としている關東農村は、ごく大づかみに云えば東海、北陸、中國の諸地方とならんでこの第二の類型に屬すると見ることが出来る。然し江戸時代を通じて、これらの諸地方は夫々の形で轉化を遂げ、各々独自の農村關係を形成していつたのであつて、この轉化に

最も強い影響を與えたものは、農業に於ける商品生産の發展、それに基づく農民層の分化、地主小作關係の出現・成長といった事實であろう。江戸時代を通して關東農村がこのような過程の中に作り出していった一般的特質を、最近の代表的研究は次のように指摘している。⁽²⁾ 第一に、關東地方は幕府の天領と並んで旗本領御家人領等が多く、これらの小領主は江戸詰による都市生活の影響から窮乏甚しく、随つて貢租の秣求も苛酷であつたこと。第二に、江戸を起點とする五街道を始めとして、街道宿驛の敷が多く、随つてこれに附隨する宿役助郷役等の農村負擔が極めて重かつたこと。第三に、一般に土質悪く、田は二毛作が困難であり、畑は特殊商品作物の栽培に適せず、生産力は概して低かつたこと。第四に、江戸の大量の消費は農業の商品生産化の刺激とはならず、全體としては主穀農業が中心をなし、農村の商業化は五街道の宿驛を中心として見られる農閑餘業の雜業によつて行われるものが多かつたこと。第五に、右の如き諸條件により、關東農村には一般に農業生産の發展に裏づけられた積極的な農民の階層分化は見られず、地主は主として質屋酒屋等の高利貸的機能を通じて享保以降に土地を集積し寄生化したものが多いが、その規模は概して小さかつたこと。固より以上の指摘は、關東農村史研究の未發達な現段階からすれば、⁽³⁾ なお一個の豫測的見透しの域を脱しないものではあるけれども、今後に於ける關東農村の個別的實證研究に、極めて多くの示唆を與えるものとして評價されなければならない。以下右の一般的規定を念頭に置きつゝ、利根川北岸の北埼玉の一農村をとり上げ、その江戸時代の歴史を検討してみることとする。

- (1) 古島敏雄氏「江戸時代―農業」「寄生地主制」(世界歴史辭典)
- (2) 古島敏雄氏「近世における商業的農業の展開」(社會構成史大系所収)
- (3) 野村兼太郎氏「徳川封建社會の研究」「近世社會經濟史研究」「五人組帳の研究」「村明細帳の研究」。古島敏雄氏前掲書。そ



武蔵國埼玉郡麥倉村

の他、徳川時代農村問題研究会(慶大)「關東農村の史的硏究—武藏國葛飾郡種籠村」(三田學會雜誌四四ノ二)。新保博氏「頁租に關する農民訴訟の一資料(同上四五ノ六)。關東地方史硏究會(民科)「東部關東における一豪農の經營—千葉縣香取郡古城村の場合」(歴史評論五ノ二)。小澤淑子氏「村の歴史を進めるもの—享保、天明期の武州勅使ヶ原村」(同上四ノ四)等。

江戸時代の武藏國埼玉郡麥倉村は現在の埼玉縣北埼玉郡利島村大字麥倉及びその南方に接續する大字大塚・筑道・大島・細間・土府・會根を含む、東西二十二町南北十九町の地域に相當する。陸羽街道に沿う古河町の西方約一里餘、利根川本流の北岸に位するこの地方は、江戸時代には對岸の向川邊領に對して古河川邊領と呼ばれた。この二つの川邊領は古くは併せて北川邊と稱され、北方郷太田庄のうちであつたが、元和七年(一六二二)利根川の現在の河道(新川通)がその中央を貫流するようになってから、このように分たれたのである。當時古河川邊領に屬した村々は、麥倉を始め本郷・前谷・向古河・柏戸・小野袋・柳生・大會・飯積の九ヶ村で、大體現在の利島村及び川邊村の範圍と一致しているが、古河川邊領の名が示す如く、江戸時代を通じて終始古河藩の支配に屬していた。古河藩は下總國葛飾郡(現在猿島郡)の小藩であるが、江戸周邊に奥州路を扼する要地として常に譜代大名の統治するところであつた。慶長以降の歴代藩主は次表の如くである。(第一表)

古河川邊九ヶ村の一たる麥倉村について見ると、その開發年代は明らかではないが、明應年間(一四九二—一五〇二)に石川權頭義俊なる者居城を構え領主として此處に住すというから、室町時代中期には既に村落としての姿を現していたのであろう。その後石川氏は羽生城主木戸氏との戦に敗れ、一村悉く廢地となつたが、石川氏の家臣島海丹後な

第1表 古河藩歴代藩主一覽表

1	慶長7年(1602)	松平丹波守康長	2萬石
2	慶長17年(1612)	小笠原左衛門佐信之	2萬石
3	元和5年(1619)	奥平美作守忠昌	11萬石
4	元和8年(1622)	永井右近大夫直勝	7萬2千石
5	寛永10年(1633)	土井大炊守利勝	16萬2千石
6	天和1年(1681)	堀田筑前守正俊	5萬石
7	貞享2年(1685)	松平日向守信之	9萬石
8	元祿7年(1694)	松平伊豆守信輝	7萬石
9	正徳2年(1712)	本多中務大輔忠良	5萬石
10	寶曆9年(1759)	松平周防守康福	6萬石
11	寶曆12年(1762)	土井大炊守利里	7萬石

るもの遁れて野州にかくれ、その子孫慶長年間(一五九六—一六一五)に再び當地に戻り開發したといふ。爾來發展の一路を辿つたこの村の完成期の姿は、本田・大塚・筑道・犬島・内野・細間・土府・會根・倚井の九つの小名を含み、東は大會・柳生の二村、南は利根川を隔て、彌兵衛・佐波・外野の三村に對し、西は飯積村、北は間ノ川蹟を越えて上野國邑樂郡下五箇村に接していた。江戸までの距離は陸路十七里半、水路三十二里と稱される。陸路としては古河を通過している陸羽街道及び古河から當村及び隣村飯積村を経て西走し、陸羽街道と中山道とを結ぶ脇往還が存在する。このため助郷人馬を古河宿に差出し、亦往還掃除場所として古河中田宿間に人足差出の義務を負わされていた。水路としては利根川及び合ノ川を考えねばならぬ。利根川は江戸時代初頭には現在の大越村外野から南流して上下樋遣川村を経て豊野村間口方面に至る淺間川が本流となつていたが、元和七年(一六二二)に新川通と稱される今日の利根川の河道が掘開され、その

方に本流がうつつた。これより先、別に現在の大箇野村大高嶋の地先から上野・武藏の國界を流れて小野袋方面に流れて渡良瀬川と合する一支流があり、合ノ川と呼ばれた。この川は麥倉村の北側を貫流しており、利根川と渡良瀬川とを結ぶ重要水路をなすと共に、屢々洪水の害をこの村に與えたのであつたが、天保九年(一八三八)に至り、大箇野村の入口を締切つたので、以後は廢川となつた。寶曆十一年の村鑑帳は「當村用水者利根川埼玉郡飯積村杖樋引取

武藏國埼玉郡麥倉村

五 (七七)

リ申候、早損水損之場所ニ御座候」と強調している。

以上の如き政治的・自然的條件の下にあつた江戸時代に於ける麥倉村の全貌を明らかにすることは容易でないが、いま寶曆十四年(一七六二)に記された二冊の「村指出帳」を基礎としてその幾分かを伺うことにする。寶曆十四年は最後の古河藩主土井氏が着任した翌々年であり、この記述は比較的詳細であるが、別に寶曆九年(一七五七)の「村差出萬書上帳一冊」及び同十一年(一七五九)の「村鑑帳」二冊、更に勘定帳及び割付帳の類を適宜參看してこれを補足することとする。まづ村高(石以下略)は一六二三石(この内二〇五石は前々古新田改出)、田畠合計(町以下略)二七八町(この内田一〇三町、畠一七五町)、家數三九七軒、人別一七二六人(男九二二人、女八一四人)、馬五九匹である。この村は何時からか本村組と新田組との二つに分れ、寶曆頃には名主一名が夫々これを管理し、村鑑帳の如きは新田名主から本村名主へ「新田分」として報告したものが残っている。兩組の地域範囲はいま明らかにしえないが、その大きさの大體の比は左の表によつて見ることが出来る。(第二表)

第2表 本村組新田組一覽表

	本村組	新田組
村高	815石	807石
家數	167戸	230戸
人數	790人	937人
馬	30匹	29匹
田	458反	575反
畠	881反	869反

第3表 土地所有高別階層構成表

	人	%
5町以上	5	3
3-5町	13	7
2-3町	30	17
1-2町	49	27
5反-1町	35	19
5反以下	49	27

第一に土地所有關係であるが、これを探るべき史料としては唯一つ寛文四年(一六六四)の檢地帳四冊があるのみであつて、この檢地帳上に現れた一八一人の土地所有高別階層構成を示せば次の如くである。(第三表)これによつてみると、一町歩乃至三町歩の所有者が一一四人(全體の六三%)を占めている點は注目される。即ち少くとも江戸時代初頭のこの村に於いては、この層が

第4表 御勘定帳一覽表

		米	永	大	豆
1711	正徳 3	俵 1469.356	兩分 221.1	俵 159.314	
1718	享保 3	1375.197	278.1	159.314	
1720	5	1348.348	208.3	156.966	
1721	6	—	62.2	159.314	
1722	7	885.369	222.2	159.314	
1723	8	—	114.2	159.314	
1725	10	834.511	218.1	154.851	
1726	11	981.630	206.2	159.314	
1727	12	—	134.0	63.881	
1728	13	—	98.2	12.372	
1729	14	999.007	199.0	159.314	
1730	15	902.806	205.1	159.314	
1731	16	861.411	203.0	154.318	
1732	17	996.012	203.0	157.319	
1733	18	1088.968	207.2	159.314	
1734	19	846.449	206.0	153.312	
1735	20	1089.628	209.0	143.315	
1736	元文 1	1052.433	208.1	153.312	
1737	2	1089.628	207.3	159.314	
1738	3	931.561	208.1	154.318	
1739	4	1089.628	207.3	159.314	
1741	寛保 1	1033.373	208.1	153.326	
1742	2	—	62.2	—	
1743	3	1112.887	207.3	159.314	
1745	延享 2	969.421	208.1	153.782	
1746	3	1112.887	207.3	159.314	
1747	4	1112.887	207.3	159.314	
1748	寛延 1	1005.510	208.1	153.729	
1749	2	937.611	213.1	85.310	
1750	3	1009.381	207.3	159.314	
1751	寶曆 1	1001.656	208.0	153.964	
1752	2	1099.633	214.1	156.313	
1753	3	1112.655	214.0	159.314	
1754	4	1081.752	214.0	159.314	
1755	5	1112.655	214.0	159.314	

武藏國埼玉郡麥倉村

1809	6	382.285	222.1	154.149
1810	7	890.724	223.0	159.314
1811	8	888.167	223.3	159.314
1812	9	744.932	222.2	154.463
1813	10	17.256	140.3	—
1814	11	920.276	223.3	159.314
1815	12	860.690	223.3	159.314
1816	13	805.186	222.0	159.314
1817	14	823.367	223.3	159.314
1818	15	946.296	223.3	159.314
1819	文政 2	849.065	223.0	159.314
1820	3	807.173	224.1	154.149
1821	4	421.377	222.1	154.149
1822	5	893.825	223.3	159.260
1823	6	16.256	141.1	—
1824	7	4.607	137.0	—
1825	8	4.190	137.0	—
1826	9	801.453	217.3	159.314
1827	10	891.839	217.3	159.314
1828	11	892.979	217.3	159.314
1829	12	2.861	132.3	—
1830	13	340.493	217.1	154.149
1831	天保 2	574.974	217.1	154.149
1832	3	825.842	218.1	159.314
1833	4	788.774	218.2	154.149
1834	5	805.461	220.0	159.314
1835	6	862.176	220.0	159.314
1836	7	406.899	218.0	154.149
1837	8	206.366	222.0	154.675
1838	9	797.196	222.1	154.675
1839	10	810.378	222.1	154.677
1840	11	852.415	221.3	159.141
1841	12	3.445	137.0	—
1842	13	607.139	220.2	154.675
1843	14	746.788	220.2	154.149
1844	15	849.281	223.3	159.341
1845	弘化 2	18.246	141.1	—
1846	3	94.269	221.3	159.141
1847	4	322	120.3	—

1756	6	1111.404	214.0	159.314
1757	7	—	57.2	—
1765	明和 2	982.627	225.0	159.314
1766	3	962.176	225.0	159.314
1767	4	840.048	223.0	159.785
1768	5	986.443	226.1	159.314
1769	6	858.797	226.1	159.314
1772	9	950.177	226.3	159.314
1773	安永 2	874.450	226.0	159.314
1774	3	950.177	226.1	159.314
1776	5	954.054	226.2	159.314
1777	6	954.054	226.2	159.314
1778	7	867.689	226.2	159.314
1780	9	937.112	226.2	159.314
1781	10	747.612	226.3	154.149
1782	天明 2	858.118	227.1	154.149
1783	3	950.180	226.2	159.314
1786	6	894.679	226.1	159.314
1787	7	54.392	138.2	—
1788	8	885.385	223.2	154.149
1789	寛政 1	808.243	225.0	156.624
1790	2	950.983	224.2	159.314
1791	3	931.272	224.2	159.314
1792	4	64.413	156.1	21.483
1793	5	950.507	223.3	159.314
1794	6	809.897	222.1	154.149
1795	7	887.568	223.3	159.314
1796	8	876.471	223.3	159.314
1797	9	867.170	222.2	154.149
1798	10	888.384	223.3	159.314
1799	11	520.184	222.0	154.149
1800	12	895.829	223.3	159.314
1802	享和 2	880.340	223.0	159.314
1803	3	692.338	222.0	154.149
1804	文化 1	926.274	223.0	159.314
1805	2	912.859	223.0	159.314
1806	3	904.762	223.3	159.314
1807	4	912.804	223.3	159.314
1808	5	438.238	222.1	154.149

1848	嘉永	1	785,223	194.2	159,141
1849		2	788,571	194.2	159,141
1850		3	296,327	207.1	155,151
1851		4	788,364	212.0	159,141
1853		6	811,768	214.1	159,141
1854		7	813,756	214.1	159,141
1856	安政	3	626,357	213.2	155,133
1857		4	849,187	213.2	159,141
1858		5	353,873	214.0	155,184
1959		6	2,298	131.3	—
1860	萬延	1	6,255	135.1	—
1861	文久	1	504,000	213.3	155,184
1862		2	689,322	213.0	—
1863		3	689,329	213.0	159,141
1864	元治	1	773,283	215.0	154,675
1865	慶應	1	633,137	215.0	154,675
1866		2	486,153	216.0	154,675
1867		3	8,165	150.0	5,715
1868		4	773,154	216.1	154,675
1869	明治	2	10,291	228.0	77,328
1870		3	813,373	217.0	130,163

本百姓の中堅として村内の主力をなしていたものと考えられる。然しその後この構成は、幕末に至るに随つて、恐らくは徹底的に變化するものと思われるが、それを語るべき史料は何物も残つていない。

第二に貢租關係であるが、これには正徳三年(一七一〇)から明治三年(一八七〇)に至る間の御勘定帳が揃つており、その一覽表を作製すれば次の如くである。(第四表)この表によると、正徳から明治に至る百六十年間に十九回の大不作があり、その度に米納は殆んど零に近い數値に減じている。一般的には寶曆以降幕末に至るに随い米納額は漸減の傾向にあり、寶曆以前には千俵を越えていたものが、幕末には六、七百俵臺を普通とするに至つてゐる。これに對して大豆納及び永納に關しては特別の凶作時を除いては殆んどその額が不動である。

第三に耕地の種別と貢租の關係—石盛と反當貢租

第5表 田種別石盛及物成表

	面積 (單位反)	%	石盛	反當物成
上田	68,517	7	10	斗 ^升 5.9
中田	276,813	27	8	5.6
下田	685,315	66	6	5.2
々々計	2,507	0	4	4.2
上畑	1033,222	100		文取 133
中畑	271,710	17	8	117
下畑	327,503	21	6	102
々々計	9,629	0	2	50
計	567,428	100		

額—について見れば次表の如くである。(第五表)これによると田では下田が全體の六六%、畠では下畑が六二%を占めてゐること、及び租率の上田畑と下田畑と餘りひらきがないことなどが注目される。このことは生産力の低さを物語るものと云つてよろしかろう。

第四にこの村に農業以外の職業に従事する者が如何程あつたかを調べると上の如くである。(第六表)合計六十五名が農業以外の職業をもつていたと見られる。これは全數の約十六パーセントに相當する。固よりこのことのみから麥倉村の貨幣經濟化を測定することは出来ないが、古河城下を距る僅か一里餘に過ぎぬこの農村に、都市生活の影響が波及して來ていたとしても不思議はない。「當村里方ニ而困窮之村ニ御座候」と村鑑帳は強調してゐる。

以上四つの點から觀察した結果、全體としてのこの村の性格は必ずしも明瞭とはならなかつたが、水害多く生産力低く、宿驛近傍の農村として助郷負擔の他、都市經濟の強い影響下にさらされて困窮に苦しんだ、標準的な關東農村に近いものであつたことは略々云いうるところであると思ふ。

第6表 農業外職業一覽表

職人	商人	その他
大工 2	酒造 1	僧 2
木挽 1	油屋 1	社人 1
杣取 1	請酒屋 8	道心 15
桶屋 5		修験 2
屋根 15		鉦打 2
舟大工 1		
建具屋 2		
紺屋 6		
計 33	10	22

武藏國埼玉郡麥倉村

(1) 新編武藏風土記稿卷二百十二(大日本地誌大系第十四卷)。

(2) 栗原良輔氏「利根川治水史」

(3) この数字は寶曆十四年(一七六四)の「村差出帳」によつたが、そのうち宗教人別については三年前の寶曆十一年の「村鑑帳」では三九一軒、一八〇四人、更にその二年前の寶曆九年の「村差出萬書上帳」では三七九軒、一八四七人とかかりの差を示している。田畠の面積は寛文の檢地以降幕末まで畠がやや増加した以外には大きな變動がなかつた。

二

麥倉村の輪廓は大要以上の如きものであるが、江戸時代に於けるこの村隨一の家は代々の名主(大庄屋)小室家であつた。今日この家は殆んど村人の視界から没し去つたけれども、江戸時代少くともその後半期を通じて常に名主大庄屋として村人の上に君臨していたのであつた。明治六年(一八七三)の「地券一筆限帳」によると、小室六左衛門は田八町餘、畠二十二町餘、合計三十町餘を所有している。幕末の反別は二七八町歩であるから(天保度)、約十分の一を所持したことがわかる。この家が何時頃から村内に重きをなしたのか、その富の蓄積が如何にして行われたか等に就いては一切不明である。この村に關する最古の史料たる寛文四年(一六六四)の檢地帳に於いて既に村内持高第二位に座している。試みにこの時の村内持高の第五位までを見ると次の如くである。(第七表)この第二位六左衛門が小室家の祖である。因みにこの時の村役人の氏名とその村内田畠所持高に於ける順位(一八一人中)とをあげてみると次の如くである。(第八表)清兵衛の家が何時頃から不振になつたものか、とも角これより百年後の寶曆九年(一七五九)には、既に六左衛門は本村名主となつており、新田名主は藤四郎というものがなり、これ以後小室家の本村名主の地位は幕末まで動かない。寛文四年(一六六四)に約七町歩の田畑を有した小室家が、二百餘年後の明治六年(一八七三)

第7表 村内持高表(單位反)

	合 計	田	畠
1 清 兵 衛	176,010	72,320	103,620
2 六左衛門	77,824	25,503	52,321
3 久左衛門	60,928	23,418	37,510
4 惣 兵 衛	53,408	80,604	22,804
5 加 兵 衛	51,817	16,416	35,401

第8表 村役人持高順位表

名主	清 兵 衛	1	位
ノ	六左衛門	2	位
年寄	惣左衛門	14	位
ノ	次 兵 衛	55	位
ノ	理右衛門	28	位
ノ	善右衛門	24	位
ノ	市左衛門	33	位
ノ	孫 兵 衛	29	位

造開始當時の経緯とその大體の規模とをうかがい得るに過ぎない。

寶曆十四年(一七六四)の「村指出帳」には、

「酒造古株酒造米高四百三拾石 名主 小室惣助
右者寛政二年古河石町金右衛門方々讓請酒造仕候」

とある。この村指出帳は寛政十一年に書替えられたもので、この事項はその際追記されたものと思う。寛政二年(一七九〇)から酒造株を讓受けて始めたものであろう。この間の消息を「酒造二件諸事扣」によつて少しくうかがつ

約に三十町歩の土地を有するに至つた間の過程は殆んど何事もわからない。關東農村の地主層に多く見られる如く、質農に金を貸付け、その抵當として取つた土地を質地として集積していつたものか、或いは何等かの富の源泉を持つていたか否か、明瞭でない。ただ一つの手がかりとして小室家が酒造業を營んだという事實が擧げられ

る。江戸時代の關東農村に於ける名主級の富農は、質屋・穀屋・酒造のいずれかを營なむものが多かつた。そして金融業を併せ行うことによつて大をなしたのが一般であつた。小室家が麥倉村の酒造を永く獨占していた事實は、これによる致富を考えしめるのであるが、酒造の經營收支に關する史料等は遺憾乍ら皆無であり、わづかに寛政二年(一七九〇)から文化十三年(一八一六)まで二十七年間の「酒造二件諸事扣」によつて、酒

て見よう。

「乍恐書付を以御内意奉御候

一御領分古河石町金右衛門酒造本株四百拾五石三斗六升但シ是迄酒造米高四百三拾石此三分壹百四拾三石三斗三升三合右之内七斗仕込先達而奉請御見分酒造仕候處金右衛門方ニ而酒造相續相成兼勝手金を以右之酒造株仕込仕候七斗共ニ此度私方ニ讓請酒造仕度奉願上候 勿論願之通御聞濟被成下候ハ、右之酒造株讓請先方ニ讓渡證文取之以來私方ニ而酒造仕度奉存候 此段乍恐御内意奉御候候 以上

成九月

麥倉村

願人 名主 小室 惣助

地方御役所

理右衛門

これに對して地方役所の許可が下り、小室惣助と金右衛門との間に夫々讓請狀と讓渡狀とが取りかわされた。そこで次に酒造道具を地方役所が改め、焼印を押す段取りとなるが、この時差出された酒造道具とは次の品々であつた。

「覺

- 一 大桶三本 但シ 七尺五寸 壹本ニ付拾貳石
- 此石仕入高三拾六石
- 一 大桶六本
- 此石仕入高七拾貳石 但 六尺五寸 壹本ニ付拾貳石

- 一 中桶六本
- 此石仕入高拾八石 但 四尺五寸 壹本ニ付三石
- 一 並桶貳本
- 此石仕入高五石 但 四尺 壹本ニ付貳石五斗
- 一 同 六本
- 此石仕入高拾貳石 但 三尺七寸 壹本ニ付貳石
- 百四拾三石
- 差引 三斗三升三合 桶不足

(以下略)

以下この他に次の如きものが列擧されている。三尺六寸と三尺貳寸迄桶四本。元半切五拾枚。坪差八本。こしき貳本。米洗半切貳枚。賣場半切壹枚。おり引半切。ひの口半切壹枚。口小桶貳本。ざるほり貳本。酒船壹艘。志やうちやうこしき壹本。口中桶壹本。大釜壹口。小釜壹口。組立桶壹本。待桶一本。これらの諸道具はいづれも新規に調えるために追々出來次第御焼印を請けたい旨を附記している。

右の願と共に同じ九月廿七日付を以て「時節至候ニ付新酒仕入仕度」として「新酒造寒前造寒造」の三度御改めを仰ぎたき旨を願ひ出ている。これに對して同月廿九日地方役所より笠井菅左衛門なるものが差遣されてこれに當つた。この頃大久保村の作太郎なるものから醬油造に用いていた中桶並桶その他の道具を讓請けている。そこで越えて十月十五日には新酒十二石を仕入濟みの旨を報告し、十九日に見分相成たき旨を願つている。十九日には福原六右衛門な

武藏國埼玉郡麥倉村

一五 (八七)

る者が差遣されて見分に當つた。同様にして十一月九日には寒前造二十四石の見分が行われ、十二月廿五日には寒造六拾石の見分が行われた。これ以後連年酒造を續けているがその酒造高の推移を示せば次の如くである。(第九表)

これによると實政二年(一七九〇)九六名の酒造高が翌年には一四三名となり、同六年(一七九四)には二四二名となつたこれが文化元年(一八〇四)には更に四三〇名となり、同八年(一八一二)には五八〇名に上つた。これ以後はどれほどの酒造高を維持したか不明である。享和二年(一八〇二)には天明八年酒造高の半高と規定され、江戸積出も寛政七年以來七ヶ年の平均(八一樽)の半分と制限されたが、この規定は實施されずに取止めとなり、代りに翌年から役

第9表 酒造高推移一覽表

	新酒造	寒前造	寒造	合計	江戸積送
寛政 2	12	24	60	96	226 54 150 10 0 30 100
〃 3	12	36	95	143	
〃 4	12	36	95	143	
〃 5	12	36	95	143	
〃 6	12	80	150	242	
〃 7	12	84	147	243	
〃 8	12	84	147	243	
〃 9	12	84	147	243	
〃 10	12	84	147	243	
〃 11	12	84	147	243	
〃 12	12	72	132	216	
享和 1	24	60	156	240	
〃 2	24	60	131	240	
〃 3	24	60	131	240	
文化 1	108	108	214	430	
〃 2	108	108	214	430	
〃 3	108	—	—	—	
〃 7	—	—	—	430	
〃 8	—	—	—	580	
〃 9	—	—	—	580	
〃 13	—	—	—	580	

模の概略を知るにとゞまらざるを得ない。

米として酒造米の十分の一を納めることとなつた。小室側は代銀にて納めることを主張し、これが通つて年々二十四兩餘を納めることになつた。

以上小室家の酒造に關しては残念乍らこの程度しか知り得ない。酒造經營の實際の方法、毎年の收支、江戸積出の取引先との關係等とは、差し當り興味ある問題であるが史料は何事も語つていない。たゞ小室家のこの時期に於ける酒造の規

三

江戸時代を通じてこの村の歴史は、史料に現れる限りに於いては、極めて平凡なものであるが、たゞ一つ幕末に近い天保八年に起つた一つの訴訟事件は、社會の底流の一表現として注目されてよいであらう。この事件は麥倉村小前惣代百姓傳左衛門・茂平衛・源右衛門の三人が、同村大庄屋小室惣助・名主見習理右衛門・年寄七右衛門・同藤藏・同藤兵衛・同庄兵衛・同平左衛門・同龜藏・同見習瀧藏を相手どり、「私欲押領取込出入」について訴えを起した一件である。事件の経過を知るために先づ天保八年三月附の傳左衛門以下三名の訴状を見ることにしよう。それには後に述べる十一ヶ條について大庄屋等の非道を訴えている。公事方御役所にこのような「直訴」が行われるまでに至る経過は、この訴状の書き出しによれば大要左の如くである。大庄屋小室惣助名主見習理右衛門その他七名から小前一同へ上納金を割當てゝきたが、納得がゆかぬ點があるので説明を求めたが受け容れない。大體この村では前々から、御年貢上納の請取などはなく、御皆濟御割附等を村役人から小前へ何程と申し聞かせるようなことは一切なかつた。今までは差扣えていたが、疑點がある以上、こゝ十ヶ年間の御割附を見たいと村役人へ申入れたところ聞届けなく、その上去年も水腐れ多く、お上へ御見分をお願いすべきことを村役人へ依頼したがこれも取次がず、さらばと年貢上納のため田畠を質地になしても借金を申込んで受けつけない。そこで所詮路傍に餓死するよりはと一同妻子を引連れ御役所様へ訴訟申そうといふところまでできたが、傳左衛門のとりなしでこれを止め、組々にて共力して暮しを助けつゝ今日に至つた、といふのである。

以下傳左衛門等が代表して行つた訴訟における十一ヶ條の小前側の主張を記せば左の如くである。

- (1) 村方助成金としてかねて百五十兩御公儀へ差出しておいたところ、文政九年までにこれを三百五十兩とされ、翌年から年に三十五兩御利益として下された。ところが惣助方では御下ケ金七兩二分としているが、これは何故であるか。この他に四十八兩一分永四十八文村方へ貸方とあるのは何であるか。また惣助組では金三十三兩御趣段金、石代上納益金四兩二分とあるが、この二口は理右衛門組にては記載がないのは何故か。
- (2) 去年から十ヶ年以前までの御皆濟、御割附、取立帳を披見したい。
- (3) 御年貢御上納の節請取書を村役人が渡していないのは小前一同納得がゆかない。
- (4) 御堀浚人足晝食扶持が記載されていないのは何故か。
- (5) 文政四年の村方普請の「壹分金」が見えぬのは何故か。
- (6) 組頭は以前十六人だったのを近年は八人で努めているが、その役引四町二反歩が半減されずそのまま引かれているのは不正ではないか。
- (7) 村助成金百五十兩差出した後の「山方錢」「糶摺繩」「俵代」は何程になつてゐるか。
- (8) 去年今年の拜借金等の際、二重に印形をとつたのは何故であるか。
- (9) 惣助方の帳メに四十八兩一分永四十八文村方へ貸出と掛紙があるのは不審である。
- (10) 去年小前の内御検見があつたが、年貢は御上納通りであつたか否か年寄を以て惣助に問うたところ、決して間違えない旨を答へ乍ら、此節に至つて返し米がある故請取れといつてきたのは心得難いことと今更請取れない。
- (11) この他村助成金は既に元利千兩を超えるものと小前一同樂しみにしておつたところ、惣助方ではなほ今年八百兩に相成らずとて大豆米一反につき一升宛差出すべき由申付けてきた點も不審に耐えない。亦御年貢持參せぬ者は妻子引連れ立退くべしと、上様仰せと稱して申渡したことは不審である。

以上が訴狀の全内容である。これに對して惣助等は直ちに同年三月附の返答書に於いて次の如く辯明している。

- (1) 村助成金については文政十年六月元金三百五十兩と御取結びあり、返金の分としてその節村方へ三十四兩永百八文を御下ケ戻しになり、同年十二月十七兩二分を、更に翌年から年々十七兩二分宛兩度に御下ケ渡し下さることとなつた。したがつて御下ケ金七兩二分とあるのはその一回分のことである。惣助組の二十三兩趣段金に對するものとしては、理右衛門組にも二十七兩二分小前へ貸付けた分があるから同じである。石代益金四兩二分は惣助組計りのものである。
- (2) 御皆濟、御割附、取立帳等は何時にも見せる。
- (3) 永方通帳請取書を差出しておいたが、納米の方は前から請取書を差出さぬ例であるからそのままにしている。
- (4) 文政四年の村方普請の際の諸掛りは残らず立拂いした。帳面があるからそれを見ればわかる。
- (5) 何時の事か訴狀の云分も不明だし、書類もないので返答しかねる。
- (6) 組頭十六人にて勤めたといふことは記録にもなく、たとえ十六人から八人に減じたとしても、名主役引を半減するといふことはあり得ない。
- (7) 助成金差出後の山方錢・糶摺繩・俵代については小前から積金して置くように頼まれたので預り、文政四年から去年(天保七)まで二兩一分餘に達している。疑點があれば何時でも帳面を見せる。
- (8) 二重印形の件は何等不正なることなし。割渡帳面を所持しているから疑點あれば説明する。
- (9) 四拾八兩一分永四十八文の村方貸分とは、例の村助成金百五十兩に不足の分を惣助が支出したもので、このうち二十兩三分永四十八文を村方に outcomes、殘金二十七兩二分は理右衛門組の手段金に引當て、その節取立てないので掛紙しておいたものである。
- (10) 米を返すべき旨を年寄を以て申さしめたといふような事實はない。
- (11) この他御年貢持參仕らぬ者は妻子引連れ立退くべしなど上様仰せと稱して申渡したることなし。亦米・大豆反歩一升宛取立てた如きこともその事實なし。大體このような訴訟事件になつたのは、傳左衛門が小前一同より頼まれ、助成金の儀につき調べたことから惣助方へ案内せよと年寄共に迫つたので、年寄共は一人にては筋違いだから組々の百姓代一同にて来るよう挨拶したところ

る何を考えてか直々に長兵衛様へ直訴してしまつたからである。御年貢不納の者數多あり、村役人丈けが甘んじてこれらの辨納をしてきたのに、かえつてこれを忌却し、謂れ無き儀を訴訟するのである。傳左衛門は先年村役人等が水腐の御見分を申請しなかつたことを恨みとしてこの擧に出たものであり、又茂兵衛及び差添の藤次郎は別して小百姓であつて、近年養子に參り村法をも辨えざる者共である。何卒御取調の上帳面明白なる上は今後不當の儀を申し掛けざるように仰せ付けられたい。

以上は小室惣助等の返答書の内容であるが、これによつて公事方役所にて吟味中のところ、取扱人として、寒川村名主多八郎・下宮村名主次右衛門・駒場村名主與惣右衛門・柳生村名主藤助・飯積村名主榮藏が中に入り、役所へは數日の日延を願ひ、諸帳面并書類等双方立會の上で取調べ、熱談内濟ということに結着したのであつた。同年十一月附の濟口證文の内容は左の如くである。

- (1) 村助成金は既に御公儀様へお預けしてある分を含めて、元利×千四十兩と錢九百六十文であるが、そのうち惣助の立替えていた古河宿御傳馬廩錢二百一兩三分二朱錢二貫三百八十九文及び惣助立替金四十八兩一分餘の元利合せて三百七兩錢二貫三百七十一文の二口にて五百八十八兩三分二朱錢四貫七百六十四文を惣助方へ請取り残り五百廿兩二分錢三百二十文となる。これでは助成金が少なくなるのでこのうち百十七兩二分をくり入れて六百三十八兩錢三百二十文、他に人足扶持米代金の利足六兩二分二朱と、新田耕地の小前へ貸附けた取立金二十七兩三分二朱と錢一貫八十五文、合六百七十二兩二分錢五百一十一文を村助成金とし、このうち先年差出した三百五十兩の殘三百二十二兩二分一朱錢五百一十一文を近々御公儀様へ預けることとして解決。
- (2) 納米取立帳と御割付とを扱人が引合せたところ聊も相違なく小前の心得違ひであつたが、今後は年々御割付を披見せしめて出入なきようにすることとして解決。
- (3) 今後は請取書を出し、又疑義あれば役宅に罷出て申立てることにて解決。
- (4) 惣助方にて残らず立拂いたし益金などある筈なく、村役人等の憤りは扱人貫請けて解決。
- (5) 晝扶持代錢は一村分村方相談の上惣助方へ預けおき助成金高に加えたこと、取調の上願人の疑心晴れて解決。

- (6) 往古より役引は四町二反歩宛にて、扱人の説明にて願人等納得して解決。
- (7) 文政四年から天保七年まで積金として惣助方にて預りおり、二兩一分二朱錢四十九貫十五文と利金一兩三分二朱永六十二文五分とを今度惣助方より出金いたし呉れる筈にて願人等の疑心晴れて解決。
- (8) 名面と同帳面未文の名下に印形取りたるため二重印形の申立てがあつたが誤解と分り疑心晴れて解決。
- (9) 四十八兩は惣助立替金たること判明、願人等厚く勘辨を申し入れて解決。
- (10) 扱人取調べの結果返米にてはなく願人一同疑心晴れて解決。

(11) 御年貢持参なきものは妻子引連れ立退くべき旨、村役人申し聞せたる事實なく、村役人憤の義は扱人貫請けて解決。

かくて八月月にわたる訴訟事件は無事落着した。隣村名主等の仲介が功を奏してか、解決は概ね各事項とも訴訟人側の誤解として、村役人側の勝利に終つた感があるのは當然の結果であらうが、第二第三項の如く小前側の主張が通つたものもあることに注意すべきである。然しそれよりも更に重要なのは、たとえその解決がどのようになされようとも、村役人側のいわゆる「小百姓」等が、自己の負擔した租税の行方について關心を拂い始めたということ、更にその徴收保管の任にある村役人の行動に對して批判の目を向け始めたという事實である。多年にわたり村内に不拔の地歩を築いてきた大庄屋小室家の前途にも、漸く多難を思わしめる情勢が迫りつゝあつたのである。

あとがき

以上江戸時代に於ける麥倉村の歴史の跡を辿つて吾々の知り得たところは、見らるゝ如く頗る僅少なものでしかなくかつた。この村の全體としての構造やその性格は勿論のこと、村の中心をなした大庄屋小室家の姿すら、明瞭には捉え得なかつた。ましてや「はしがき」で引用した關東農村の一般的特質規定に關連して、この村の歴史的性格をどの

ように評價すべきか等の問題に至つては、殆んど考えることが出来なかつた。今は唯、麥倉村の概略の輪廓と、小室家の酒造業の一端と、そして幕末に於ける一訴訟事件の経緯とをわづかに紹介し得たことを以てせめてもの慰めとしつゝ、首尾甚だ相整わぬこの一文を終ることゝしたい。

武藏國兒玉郡傍示堂村

——名主内野家の經營を中心として——

島 崎 隆 夫

一 傍示堂村概観

「武州兒玉郡傍示堂村」は、現在の埼玉縣兒玉郡藤田村大字「傍示堂」にあたる。藤田村は明治二十二年（一八八九年）村制施行の際、武州榛澤郡に屬していた鶉森・牧西・小和瀬・瀧瀬・宮戸の五ヶ村と、武州兒玉郡に屬していた傍示堂村とを併せて作られたものであつて、藤田村の名の起りは、牧西・小和瀬・瀧瀬・宮戸が中世において「藤田庄」に屬していたところから、この庄名にちなんだものである。^(註一)

傍示堂村の村名の起源については、「傍示堂村へ中山道ノ往還カ、リテ中ホトヨリ佐渡越後及上野國沼田厩橋へノ協往來分ル邊ニ昔佛堂ヲ立テ往還ノ傍示トナセシヨリ後年村名ニオハセリト云フ」^(註二)（新篇武藏風土記）記事にその説明の一端を求めることが出来るが、他の一説には、道路の分岐點に道路境界の傍示をおいたところより、村名が起り、正しくは「傍示處（ぼうじど）」といい、「傍示堂」は後世その本來の意味を忘れて、誤つて書くようになったものであつて、決して、そこに堂があつたのでもなく、地理的に云つても、場所が合致しないとして、前説を批判している。